

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第二回）
よくあるお問い合わせ

No.	ジャンル	質問	回答
		（１）公募について	
1	概要	公募期間はいつからいつまでですか。	2025年12月18日から2026年1月23日12:00まで（約 1 か月程度の公募期間）となっています。
2	概要	採択結果の公表はいつ頃ですか。	採択結果の公表は2026年3月中下旬頃を予定しています。
3	概要	公募開始に際し、オンライン説明会は予定されていますか。	説明会は実施せず、代わりに要点をご説明する概要資料と説明動画を本Webサイトに掲載しております。
4	概要	何社程度の採択を予定していますか。	令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）（第二回）における想定されている採択数はございません。
5	対象の事業者	申請できる事業者の必須要件はありますか。	申請する事業者は、以下7点の要件を満たす必要があります。（単独申請の場合の補助申請者、共同申請の場合の幹事法人及び共同申請者は以下の要件を満たす必要があります。）公募要領2.補助対象事業者に記載の内容を確認ください。 ①日本に登記し、日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。 ②予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ③経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。 ⑤日本政府からのEBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）に関する協力要請に応じること。EBPMの取組を政府として推進すべく、申請書等の提出時に、原則、法人番号を記載すること（法人番号が指定されていない者を除く）。また、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）は、事業支援又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用する。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす。 ⑥本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 ⑦本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等に十分な管理能力を有していること。
6	対象の事業者	メーカーでないも補助申請者になれないでしょうか。コンサルやシンクタンクは補助申請者になれますか。	申請者の業種に制限はありません。 ただし、本補助事業の終了後に、事業化を実施することとなる事業者(機器等の製造・輸出・販売、EPCやO&Mの実施、投資等を行うことが想定される事業者)が、補助申請者として参画する必要があります。 また、事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分を外注又は委託することはできませんのでご注意ください。
7	対象の事業者	外資系企業による申請は可能ですか。	外資系企業の日本法人など、公募要領に記載の「2.補助対象事業者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
8	対象の事業内容	対象となる事業対象国はどこですか。	本事業(大型実証 ASEAN加盟国)はASEAN加盟国が対象です。 グローバルサウス未来志向型共創等事業の「小規模実証・FS事業」、「大型実証非ASEAN加盟国」では、ASEAN加盟国以外の国も対象国になっています。 具体的に事業を実施している国が対象になるかは、各事業の事務局にお問い合わせください。 ※各事業のHPIは以下を参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html
9	対象の事業内容	複数国で実証を実施しても良いですか。	ASEAN加盟国のうち複数国での実証も可能ですが、それぞれの国で実証する必要性を申請書類の中でご説明頂く必要があります。 ただし、ASEAN加盟国以外の国で実施する部分の経費は補助対象外となりますので、ASEAN加盟国で実施する部分のみ申請書類に記載して申請してください。
10	対象の事業内容	本事業が対象とする「実証事業」の定義は何ですか。	実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、ASEAN加盟国において、事業化に向けてその有効性や経済性などを確認することを指します。本事業は研究開発支援や（実証を行わない単なる）設備投資支援を行う事業ではありません。 調査やFEEDのみの事業は対象外となります。また、単に製品・サービス等が売れるか確かめることは実証とみなしておりません。 なお、日本で実施される実証は対象外となります。
11	対象の事業内容	製造ラインを拡大することに本補助金は使えますか。	ただ製造ラインを拡大することには使えません。実証性のある事業である必要があります(公募要領の3.実証事業の概要等(1))。単に新しい製造ラインを作って生産、販売し、売れるか確かめるといった事業内容だけでは、実証性があるとは見なされません。
12	対象の事業内容	類型1、2の場合に求められる「日本で既に技術的には確立されたもの」とは、どのようなものを指しますか。	実証事業における主たる技術（事業化に向けた課題を解決するためのもの）を有する者が、日本法人であるものを指します。
13	対象の事業内容	対象となる事業はどういったものですか。	公募要領3.実証事業の概要等(1)～(5)に、補助対象事業の要件を記載しております。 令和6年度補正事業からは、新たにGX分野、DX分野、経済安全保障分野のいずれかの分野に当てはまる事業が対象(公募要領の3.実証事業の概要等)となりましたのでご注意ください。
14	対象の事業内容	対象となる技術やサービスに限定はありますか。	GX分野、DX分野、経済安全保障分野のいずれかの対象分野に関する技術・サービスである必要があります。
15	対象の事業内容	省エネに関する事業はGX分野の案件として補助金に応募することは可能ですか。	省エネルギー含め 温室効果ガスの排出削減 に関する案件もGX分野の案件として応募することが可能です。
16	対象の事業内容	JCMを利用する案件は、GX分野に該当しますか。また、どの類型に該当しますか。	JCM(https://www.env.go.jp/earth/jcm/index.html)は化石燃料からの転換ではないことがあるため、JCMを利用する案件であることだけでは、GX分野には該当しません。また、JCMを利用する案件であることだけでは、どの類型にも当てはまりません。類型1～3いずれかの類型に当てはまる必要があります(公募要領の3.実証事業の概要等(3))。
17	対象の事業内容	申請を検討している事業内容について、対象となるか相談することは可能ですか。	事務局は、申請者同士の公平性を担保するため、個別のご相談に対応することができません。必須で満たすべき要件については、公募要領の3.実証事業の概要等をご確認ください。
18	対象の事業内容	令和5年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証 ASEAN加盟国）とどのような違いがありますか。	公募要領の主な変更点は、GX分野、DX分野、経済安全保障分野のいずれかの対象分野に当てはまる必要があるという要件が追加されたことです(公募要領の3.実証事業の概要等(2))。 その他、申請書類で記載を求める内容、提出を求める書類に違いがありますので、様式・公募要領をご確認ください。
19	実施体制	共同申請を行う場合、補助率はどのように適用されますか。	共同申請の場合、幹事法人および共同申請全体で同じ補助率が適用されます。中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者ともに中小企業の場合に限ります。詳細は公募要領の2.補助対象事業者をご確認ください。
20	実施体制	現地法人は共同申請者として申請可能ですか。	現地法人は共同申請者にはなりません。
21	実施体制	機械設備を購入する補助申請者の現地子会社は、共同申請者にしないといけませんか。委託・外注先としても良いですか。	共同申請者にする必要はありませんので、委託・外注先とすることも可能です。ただし、当該法人が購入する機械設備費・システム購入費を補助対象経費としたいのであれば、共同申請者にする必要があります。委託・外注先における機械設備費・システム購入費は補助対象外となります。また、委託・外注比率が50%を超える場合、合理的な理由を説明した理由書を提出し、承認を受ける必要があります。
22	実施体制	事業実施国にこれから設立する法人を、共同事業実施者として実施体制に含めて申請したいです。まだ設立されていない法人でも共同事業実施者として認められますか。	申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めて申請すること自体は認められますが、以下の点にご留意ください。 ・申請時に未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めた申請も審査の対象としますが、審査において実証事業の実現可能性を低く評価される可能性があります。 ・申請時点で未設立の法人を共同事業実施者として実施体制に含めて申請する場合、申請書類の必要箇所に当該法人に関する記載を漏れなく行ってください。例えば、実施体制図には当該法人を役割とともに明記するほか、様式第3-1「事業経費概算書」には当該法人も含めた事業経費を記入してください。
23	実施体制	現状の様式だと、共同申請者、共同事業実施者が最大3社しか記入できません。4社以上の情報を記入したい場合は、どうすればいいですか。	事務局にお問い合わせください。

24	実施体制	デロイト トーマツ グループを実施体制に含めて申請して良いですか。	デロイト トーマツ グループを実施体制に含めた申請はできません。本事業の事務局であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社が所属するデロイト トーマツ グループ（※）に含まれる全法人が、本事業への申請及び申請事業者の支援はできません。 ただし、監査、税務、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティング等、本事業以外で、デロイト トーマツ グループの法人と契約や提携をしている企業の申請は可能です。 ※デロイト トーマツ グループの法人の詳細は、デロイト トーマツ グループWebサイト、 https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group.html をご覧ください。
25	申請	同一事業者が複数事業を申請することは可能ですか。	可能です。事業内容が各々異なる内容の事業であれば、複数事業の申請を行うことは可能ですので、まとめて1つの申請とせず、事業ごとに申請を行ってください。また、同一事業を分割して複数案件として申請したり、複数者から同一案件をそれぞれ申請したりすることは認められません。
26	申請	既に開発や実証のために助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。	過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であってもスコープ等が過去または現在の事業と明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については申請いただくことは可能です。
27	申請	事業実施国の政府等から助成を受けている事業についても申請することは可能ですか。	問題ございません。ただし、補助対象経費のうち自己負担分を超える助成を受けることは認められません。
28	申請	他国では実施したことがあるものの、今回申請する事業実施国では実施したことが無い事業内容で申請することは可能ですか。	申請は可能ですが、様式第2－1（類似性検査）の中で、今回申請の事業が、過去に実施された、もしくは実施されている事業と比べて技術面、事業環境面に十分な差異があるか、ご説明頂く必要があります。（分野が経済安全保障分野である場合、技術の差異については、ご説明は不要です。）
29	申請	グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金の「大型実証」と「小規模実証」に同一の事業を同時に申請することは可能ですか。	採択決定前であれば大型実証と小規模実証への同時申請は可能ですが、それぞれ補助額の上限額や下限額、事業実施期間等の違いにご留意いただき、事前に経済産業省の担当課ともよくご相談ください。 また、過去又は現在の日本政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）との補助金の重複受給は認められません。ただし、事業実施国、製品・サービス、主たる技術、プロジェクトの内容・調査範囲・スコープが異なる等、これまでに採択された事業と別の事業であれば申請は可能です。
30	申請	グローバルサウス未来志向型共創等事業の「小規模実証・FS事業」に応募し、採択された後に、同じ案件について調査範囲やスコープ等が違うものとして本「大型実証 ASEAN加盟国」に申請することは可能ですか。	「小規模実証・FS事業」で実施した調査範囲やスコープ等の事業内容が「大型実証 ASEAN加盟国」で申請する事業内容と明確に区分され、各事業の目的に合致し、各事業の実施スケジュールに無理がない場合は申請可能です。
31	申請	類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）、類型2（日本の高度技術海外展開型）、類型3（サプライチェーン強化化型）のどの類型に該当するかは、どのように判断しますか。	補助対象となる事業は左記3つの事業類型のうち、いずれか1つ以上に該当する必要があります。複数の類型に当てはまる事業での申請も可能です。複数の類型に当てはまる場合、申請時には最も当てはまると思う類型一つを様式第2-1（別紙）における「3.事業類型 3-1.最も当てはまる事業類型」で選び、ご申請ください。なお、様式第2-1（別紙）において複数類型に当てはまる旨をご説明頂いた場合は、内容により加点となる場合もあります。詳しくは、公募要領の3.実証事業の概要等(3)及び8.審査基準(9)をご確認ください。
32	申請	類型1（我が国のイノベーション創出につながる共創型）と類型2（日本の高度技術海外展開型）の違いがよくわかりません。	類型1は中長期的に日本にリバースイノベーションをもたらすものです。実証実施によって発生したデータ・知見が、日本に還流し、日本の研究開発や技術等を高度化させるといった例が挙げられます。また、日本では法律上できない実証を事業実施国で行い成功することで、日本の法律を変える機運を醸成し、規制改革によるイノベーションに繋げるといった例も考えられます。 類型2は実証実施にあたり日本の部品、技術等を用い、また事業化した際の生産・稼働にも日本の部品・技術等を用いることで、短期的・中期的に日本の雇用が増加するといった裨益があるものです。
33	申請	類型3（サプライチェーン強化化型）は、特定重要物資に該当する物品の製造・供給等をする事業のみが対象ですか。	製造・供給等をする物品が特定重要物資に該当することは、類型3の必須の条件ではありません。類型3が必須で満たさないといけないのは、以下の3つの項目になります。 ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること。（特定重要物資とは限りません。特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます） ・事業実施国において事業に未適用なプロジェクトであること。 ・日本の一国依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強化化に資すること。 例えばSAF（持続可能な航空燃料）は、特定重要物資ではないため「経済安全保障分野」には該当しませんが、化石燃料からの転換として「GX分野」に該当し、上述の3つの項目を満たせば、事業類型3に該当することとなります。
34	申請	事業実施期間中に商業運転を開始する必要がありますか。	事業実施期間中に商業運転を開始する必要はありません。事業業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費－補助金額)以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合）は本事業の対象外となります(公募要領3.実証事業の概要等(5)(b))。 事業実施期間中ではなく、実証事業終了後3年以内に事業化する事業計画である必要があります。
35	申請	委託・外注費に何か制限があるのでしょうか。	補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満にして頂く必要があります。50%以上となる相当な理由がある場合、申請時に様式第3-2「委託・外注費の額の割合が50%以上となる理由書」を提出頂き、承認を受ける必要があります。共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。詳細は公募要領3.実証事業の概要等(5)(f)をご確認ください。
36	申請書類	申請書類の頁数に上限はありますか。	頁数の上限はありません。但し、あまり膨大な量にならないよう適切にご調整をお願いいたします。
37	申請書類	様式第18「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言及び計画」の提出が努力目標となっているのは、類型3（サプライチェーン強化化型）に該当する事業である場合のみですか。	類型3に限らず、全ての種類の事業で、また分野③経済安全保障分野に限らず、全ての分野の事業で、本事業の補助対象経費で支出する機器・製品・原材料等に特定重要物資（様式第18を参照）が含まれる場合、提出が努力目標となっています。
38	申請書類	従業員の賃金引上げ計画の証明に必要な書類を教えてください。	従業員への賃金引上げ計画を表明する場合のみ、表明書(書式自由)をご提出ください。なお、申請時は、表明書(書式自由)（中小企業は前年度の法人税申告書別表1も必要）の提出のみですが、事業終了後に証明書類（法人事業概況説明書等）の提出が必要となります。詳細は、公募要領5.【申請書類】及び8.(23)をご確認ください。
39	申請書類	財務諸表は必ず提出が必要ですか。必要事項をメモ書きしたものであれば認められないでしょうか。	日本の証券取引所に上場している事業者は、四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）の提出でも問題ございません。日本の証券取引所に上場していない事業者は、財務諸表の正式な書類のコピーを提出ください。本事業を円滑に遂行可能な経営基盤を有しているかなど審査の重要な書類となります。なお、財務諸表の提出は、単独申請の場合の補助申請者又は共同申請の場合の幹事法人についての情報のみが対象です。
40	申請書類	3年分の決算報告書と財務諸表を提出必須とありますが、設立3年未満のスタートアップ企業の場合はどう対応すればよいですか。	設立3年未満の事業者の場合は、提出可能な期間分を全てご提出頂き、その旨を申請時に様式第2-1「基礎要件まで」の該当箇所にご記入ください。但し、事務局より追加の資料の提出を求める場合があることを予めご了承ください。
41	申請書類	設立1年未満のスタートアップ企業の場合は、賃上げの算出はどのように対応すればよいですか。	設立1年未満の事業者については、賃上げの算出が不可能なため従業員への賃金引上げ計画の表明書による加点は対象外となり、提出は必要ありません。
42	申請書類	事業実施国の中央政府等とMOUやレター等をまだ取り交わしておらず、申請時に提出するのは難しいのですが、どうすればよいですか。	補助申請者が中小企業以外の法人（大企業等）である場合、事業実施国の中央政府等(中央政府、地方政府、国营企業、政府系金融機関等)との間で取り交わしているMOUやレター等(中央政府等との協業・連携やファイナンス支援等の具体的な対応、包括的な協力、依頼等を含む文書。ただし、事業の実施にあたり事業実施国による規制緩和、特例措置、これらに類する特別な許認可等が必要となる場合には、行政手続きの支援が記載された文書)の写しを、申請時又は補助交付契約締結後1年以内に提出することが必須となっております。申請時に提出できない場合は、補助交付契約締結後1年間で以内に提出することを様式第2-1上で誓約頂ければ問題ございません。 なお、申請時又は補助交付契約締結後1年以内のMOUやレター等の提出が必須となるのは補助申請者が中小企業以外の法人である場合に限られます。補助申請者が中小企業である場合はMOUやレター等の提出は必須ではありませんが、提出頂ければ審査において加点されます。
43	申請書類	MOUやレター等の締結主体について、補助申請者ではなく、共同事業実施者が事業実施国の中央政府等と取り交わしたMOUやレター等も審査対象になりますか。	共同事業実施者が取り交わしたMOUやレター等も審査の対象となります。
44	申請書類	実証事業の開始予定日は、申請日を書けば良いですか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入してください。なお、本事業では補助交付契約締結日以降に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。採択決定後、補助交付契約手続きを経て交付契約締結までは3か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
45	申請書類	申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等は必要ですか。	本事業の申請時に提出する様式や書類において、サインや押印等が必要なものはございません。
46	審査	申請の早いものから順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありませんか。	申請の早いものが優位になるということはなく、申請締切日までに提出された案件について、締切日以降に審査が行われます。
47	審査	審査基準について、事業に使用する機器、設備等の日本製品の割合は審査の基準になりますか。また割合等の基準はありますか。	具体的な割合基準はありません。ただし日本への波及効果については審査時の評価対象となります。

48	審査	どんな申請が採択されやすいですか。	本事業は、要件を満たせば必ず支給される補助金ではありません。事務局のチェックで要件を満たしていることが確認された申請のうち、外部有識者で構成される審査委員会で高く評価されたものが採択されます。要件を満たす申請の中で採択されやすいのは、類型1～3に当てはまる形で日本碑益がしっかり説明され、大きな日本碑益が定量的に見込まれるもの、また、実証する内容に優れた新規性があるもの(世界初の技術の実証である等)になります。
49	採択後	採択後の補助申請者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の変更は認められますか。	採択は補助申請者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の評価を含めて与えられた権利のため、補助申請者(単独申請の場合)、幹事法人及び共同申請者(共同申請の場合)の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、補助交付契約締結後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。
50	採択後	補助金の支払い先口座は日本の口座になりますか。	補助金のお支払いは補助交付契約者の口座（日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している企業の口座。共同申請の場合、幹事法人の口座。）のみとなります。
51	採択後	概算払いは可能ですか。	本事業は基本は事業終了後の精算払としています。ただし、事業途中の精算払いである「途中精算」は、事務局と協議の上認められれば実施できます。希望する場合、採択後に事務局にご相談ください。 途中精算は最大2回までで、途中精算額(累計金額)の上限は、補助交付予定額の6割までです。事務局との協議では、途中精算が必要な理由、補助申請者の財務状況、途中精算する経費の種類、途中精算する物品についての実地検査の対応可否等から総合的に判断され、認められるかどうかはケースバイケースとなります。
53	次回以降	グローバルサウス未来志向型共創等事業は、来年度以降も継続されますか。	来年度以降については未定です。
54	次回以降	「質の高いインフラ/エネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業」、「現地社会課題対応型インフラ・システム海外展開支援事業」の公募予定はありますか。	「質の高いインフラ/エネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業」、「現地社会課題対応型インフラ・システム海外展開支援事業」の公募予定はありません。
		（２）補助対象経費について	
55	概要	補助対象外の経費は具体的にはどのようなものですか。	具体的な経費項目については、公募要領の別表1 補助対象経費(表1)を確認ください。基本的には、例えば以下のような経費が補助対象外となります。 ・事業実施国以外で実証を行うのに要する経費 ・実証事業に必要であることが合理的に説明できない経費 ・実証事業だけに用いることが合理的に説明できない経費 ・申請書類に記載が無く実証事業の実施にどのように必要であるのか合理的な説明ができない経費 ・事業実施期間外に発生した経費
56	概要	日本国内での設備投資は補助対象外ですか。	日本国内に対する設備投資は補助対象外です。機械設備費・システム購入費以外にも、日本国内で実証を行うのに要する経費は補助対象外です。
57	概要	採択後、補助交付契約締結日より前に発注等を行うことは可能ですか。 また採択通知後、すぐに実証事業を開始して良いですか。	補助交付契約締結前に発注した経費については補助金の交付対象とはなりませんが、補助対象としない経費の発注は補助交付契約締結前に行っても構いません。交付契約宣誓書等の必要書類が全て揃っている場合でも審査には1-2週間は要し、提出いただいた書類に不備があると数か月程度要する可能性がございます。補助対象としたい経費については補助交付契約締結後、発注を行ってください。
58	概要	昨年度に既に実施した費用を計上することはできますか。	計上はできません。あくまでも、補助交付契約締結後に、本事業の事業実施期間に実施いただいた取組にかかる経費のみ認められます。
59	概要	経費の支払い時、クレジットカードを使用することは出来ますか。	支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込として下さい。また、やむをえずクレジットカード決済をする場合、事業支援事務局に事前に確認ください。また、口座引落日が事業終了日以前である必要がありますのでご注意ください。
60	補助対象可否	申請に要した経費や書類作成、取りまとめに係る経費は補助対象となりますか。	対象となりません。
61	補助対象可否	契約書等に必要な収入印紙代は補助対象となりますか。	対象となりません。
62	補助対象可否	海外要人招聘・専門家の派遣、現地パートナーとの連携促進等に要する経費は補助対象になりますでしょうか。	現地のキーパーソンや専門家の招聘等費用（旅費）も対象となります。但し、原則2者以上の業者からの相見積が必要となりますのでご注意ください。
63	補助対象可否	土地・建物等施設に関する経費は補助対象となりますか。	土地・建物の施設に関する経費は補助対象ではありません。補助対象経費については公募要領6.補助対象経費及び別表1 補助対象経費(表1)をご参照ください。
64	補助対象可否	本事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となりますか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定作業費や仕様変更費についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは補助対象外です。
65	補助対象可否	中古機械設備の購入は補助対象になりますか。	価格設定の妥当性が明確でない中古機械設備の購入費用は補助対象外となりますが、型式や年式が記載された相見積りを3者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳細は公募要領の別表1補助対象経費(表1)をご確認ください。
66	補助対象可否	補助金は出資金として使用することは可能ですか。	出資金としては使用できません。 出資先が共同事業実施者となる場合には、実証事業において必要となる機械設備等導入に要する経費等は補助対象経費として認められます。 なお、共同事業実施者＝海外において本事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者であり、補助申請者の現地SPC等を想定しております。 ①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10％以上） ②補助対象事業者の海外孫会社（日本側出資比率50％超の海外子会社の出資比率50％超） 日本側出資比率は、共同申請の場合、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単体・複数出資のいずれでも問題ありません。 その他の申請資格については、公募要領2.補助対象事業者をご確認ください。
67	補助対象可否	生産に必要なクリーンルーム設置経費は補助の対象になりますか。	土地・建物等、施設に関する経費は原則対象外ですが、汎用性が無く、事業で求められる清浄度等の数値を用い、実証事業のみに必要であることが説明できる場合は対象となります。
68	人件費	人件費単価について、自社の受託単価や他の助成事業で採用された単価を使うことは出来ますか。	使うことはできません。健保等級単価が実績単価のどちらかを選択してください。なお、実績単価を採用している場合には、所定時間外労働における時間単価は、補助交付契約者及び共同事業実施者が支給した総時間外手当と総残業時間から単価を算出します。健保等級単価を採用している場合には時間内、時間外は問わず同一の単価を使用します。
69	人件費	人件費の実績単価はどのように計算しますか。	年間総支給額＋年間法定福利費を年間理論総労働時間で割った単価となります。年間総支給額には、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることが出来ますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として助成されているものは含めることができません。年間法定福利費には、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の補助交付契約者及び共同事業実施者の負担分を対象としています。
70	人件費	残業代は人件費の対象になりますか。	残業代を補助交付契約者又は共同事業実施者が負担している場合に限り、人件費に計上することができます。なお、所定労働時間外に作業が必要である理由をご説明いただくとともに、業務日誌等で実証事業のための作業であることが確認できない場合には補助対象として経費の計上が認められない場合もございますのでご注意ください。
71	人件費	他組織、他事業者からの出向者や事業従事者の経費計上はどのように行えば良いですか。	補助交付契約者又は共同事業実施者がその費用を負担している場合に限り、出向者の人件費や旅費は補助対象となります。但し、補助交付契約者又は共同事業実施者以外から給与等が支払われている場合は、補助交付契約者又は共同事業実施者が負担した分のみを計上にすることに留意してください。（補助交付契約者又は共同事業実施者以外からの支払分は控除して計上、又は時間単価の算出にあたり控除して時間単価を算出してください。）
72	委託・外注費	事業実施国の事業者で発生する費用は補助対象経費となりますか。	機械設備費・システム購入費については、補助申請者(共同申請者含む)と共同事業実施者において発生する費用のみが補助対象経費となります。 機械設備費・システム購入費は取得財産等には財産処分制限があるため（交付規程第22条、23条、公募要領7.補助交付契約者・共同事業実施者の義務(補助交付契約後に遵守すべき事項)(3)）、補助申請者(共同申請者含む)と共同事業実施者に限り認めることとしています。 補助申請者(共同申請者含む)又は共同事業実施者に該当しない、事業実施国の事業者等がかかる人件費等は、委託・外注費として計上できます。ただし、補助対象経費の総額に対する委託・外注比率は50％とする必要があり、超える場合は理由書を提出し承認を受ける必要があります。
73	委託・外注費	海外支社や現地法人が役割、業務を持つ場合、どのように費用計上を行えば良いでしょうか。	以下①②いずれかの要件を満たす者を共同事業実施者といいます。 ①補助交付契約者の海外子会社（日本側出資比率10％以上） ②補助交付契約者の海外孫会社（日本側出資比率50％超の海外子会社の出資比率50％超） 共同事業実施者が行う本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として事業支援事務局が認める経費項目は補助対象経費として計上が可能です（委託・外注費とはなりません）。 従って、上記①②を満たさない場合は、委託・外注費として計上してください。但し、その場合は、補助交付契約者が事業全体の企画・執行を管理者として担う必要があります。 また、外注する必要性、金額の妥当性（本来補助交付契約者及び共同事業実施者が実施すべきものを外注することにより、費用が増えていないか等）をご説明いただく可能性がございますので、ご注意ください。

74	自社調達	日本国内の製造事業者が海外にて実証を行う際、自社の機器を一部用いて行う場合、その費用は補助対象経費として計上して問題ないでしょうか。	自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費として計上している旨を理由書等で申告し、価格の妥当性を証明するようにしてください。
75	税	海外にて共同事業実施者が物品等を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地で輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるでしょうか。	輸出入時に課される関税及び設備等の導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備等の導入国において対象となる物品等を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。
		（３）採択後の手続き及び実証事業について	
76	契約手続き	採択通知後、補助交付契約はどのように行いますか。	採択通知後、採択事業者にメールにて補助交付契約関連のご案内を行います。
77	契約手続き	採択されてから、様式第5「交付契約宣誓書」はいつまでに提出する必要がありますか。	補助交付契約のスケジュールが確定次第、採択事業者にメールにてご案内を行います。申請書類の提出締切は厳守してください。
78	契約手続き	補助交付契約締結はいつ頃になりますか。	交付契約宣誓書等の資料をご提出いただき、審査が完了次第補助交付契約締結となります。交付契約宣誓書等の必要書類が全て揃っている場合でも審査には1-2週間は要し、提出いただいた書類に不備があると数か月程度要する可能性がございます。補助交付契約締結以降、事業実施の流れとなります。事業開始を急がなければならない特別の事情があれば個別に事務局までご相談ください。
79	事業開始時期	採択結果が公表されたら、すぐに(補助交付契約締結前に)事業を開始して良いですか。発注や契約等をして良いですか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、補助交付契約が締結できた後に発生した経費のみが補助対象となります。交付契約宣誓書等の必要書類が全て揃っている場合でも審査には1-2週間は要し、提出いただいた書類に不備があると数か月程度要する可能性がございます。補助対象としたい経費の実施・発注・契約等は補助交付契約が締結できてから行ってください。ただし、補助対象としない経費については補助交付契約締結前に実施・発注・契約等を行って頂いても構いません。
80	事業開始時期	採択された後、実証事業を開始するのは1年後でも良いですか。採択決定後、いつまでに実証事業を開始しなければいけないでしょうか。	「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定の取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要があります。補助交付契約締結後、実証事業を開始するまでの期間がどれくらい空いても良いかについて特段の制限はございませんが、十分な事業実施期間を確保し、事業実施期限(2029年3月31日)を厳守頂くため、補助交付契約締結日以降速やかに事業を開始することを推奨します。
81	事業開始時期	補助対象となる各種経費支出にかかる契約はいつから可能ですか。	発注や契約は、補助交付契約締結日以降に行っていただく必要があります。
82	計画変更	計画変更承認申請書は、実証事業の内容に変更があった場合、必ず提出が必要ですか。	実証事業の内容の変更によって申請時の事業経費概算書の補助交付希望額との乖離が発生する場合や補助目的が変更される場合で、以下の(1)～(5)に当てはまる場合は、あらかじめ、様式第7-1「計画変更(等)承認申請書」を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。 (1) 申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。 (2) 申請時に取得するとしていた50万円（税込み）以上の取得財産を変更しようとするとき。 (3) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 (ア) 申請時に提出された様式第2-1「事業提案概要」の事業内容に変更をもたらすものでない場合 (イ) 補助目的及び事業目標実現に関係が無い事業計画の細部の変更である場合 (4) 本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。 (5) 本事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。 ただし、交付規程第11条「計画変更の承認」上の下記の変更であるならば、計画変更の必要は無く、補助交付契約締結時の補助交付予定額を上限として金額の調整は可能です。 実績報告時にその旨事務局にご報告ください。 【交付規程11条より一部抜粋】 「本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。 (ア) 申請時に提出された様式第2-1「事業提案概要」の事業内容に変更をもたらすものでない場合 (イ) 補助目的及び事業目標実現に関係が無い事業計画の細部の変更である場合
83	計画変更	申請時に購入を予定していた機械設備を変更しても良いですか。また、その際は計画変更が必要になりますか。	交付規程第11条「計画変更の承認」に記載の通り、申請時に取得するとしていた50万円（税込み）以上の取得財産を変更しようとするときは、様式第7-1「計画変更(等)承認申請書」を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
84	事業終了	いつまでに実証事業を終了しなければいけないのでしょうか。	補助交付契約締結日から最大3年間以内に終了する必要があります。しかし、2026年3月31日以降に本事業を開始した場合は、2029年3月31日までに終了する必要があります。補助交付契約締結時に事務局から発出する様式第6「補助交付契約通知書」で事業実施期限を定めます。事業実施期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。
85	事業終了	事業実施期間を延長することは出来ますか。	できません。
86	事業終了	事業終了時とはいつの時点を指しますか。	実証事業に係る発注・納入・検収・支払い、報告書等すべての事業手続きが終了した日、又は様式第6「補助交付契約通知書」で定める事業実施期限のいずれか早い方です。
87	報告	事業実施状況について事務局に途中報告する必要はありますか。	事業実施状況については、月次報告のほかにも毎年度2回程度の中間報告（中間検査）において、経済産業省同席のもと事務局に報告をいただきますので、報告用資料等の必要書類の準備をお願いいたします（経済産業省の同席は中間報告時のみ）。 なお、月次報告・中間報告会(中間検査)については、事前確認として、適宜事業実施期間中に支出を証明する帳簿類及び領収書等の証拠書類を事務局へご提出いただき、検査を行うことを予定しておりますのでご了承ください。
88	報告	実証事業で実施した内容について、調査報告書を納品する必要がありますか。	様式第10「補助事業実績報告書」のほか、事業成果報告書を提出いただく必要があります。詳細は採択決定後にご案内を行います。
89	支払い	補助金の支払はいつ頃になりますか。	原則、事業終了後の精算払いとなります（途中精算を希望する場合は、個別審査が必要）。事業終了後、様式第10「補助事業実績報告書」等をご提出いただいた後、補助交付確定額の確定手続きに入ります。確定手続きを進めるにあたり、書面審査に加え、原則として現地調査を行います。支払いは補助交付確定額の確定から少なくとも1か月程度を要しますので予めご注意ください。
90	支払い	共同申請の場合、共同申請者及び共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。 単独申請の場合、共同事業実施者への補助金の振込は行われますか。	補助金は幹事法人に交付します。共同申請者及び共同事業実施者へ直接振り込むことはございませんので予めご注意ください。 単独申請の場合も同様に、補助交付契約者のみに振込を行い、共同事業実施者に直接振り込むことはございません。
91	補助金額	補助交付契約締結時の「補助交付予定額」よりも事業実施期間終了時の「補助交付申請額」が大きくなった場合、補助金の金額を増額することは可能ですか。	認められません。補助交付契約締結時の「補助交付予定額」が上限となります。
92	補助金額	補助金の額を表す用語の違いがわかりません。	申請時に様式第2-1「事業提案概要」、様式第3-1「事業経費概算書」に記入するのが「補助交付希望額」です。採択後、補助交付契約締結時に定めるのが「補助交付予定額」です。計画変更(等)のある場合は、再度「補助交付希望額」を申請頂き、再度「補助交付予定額」を定めます。事業終了時に様式10「補助事業実績報告書」で申請するのが「補助交付申請額」です。（事業終了時に補助金の支払を申請することを「交付申請」と言います。）事務局による審査、現地調査等を踏まえ、支払われることが確定した額が「補助交付確定額」です。様式第12「清算払請求書」では、補助交付確定額を「精算払請求金額」とします。
93	取得財産	実証事業により取得した財産の帰属は補助交付契約者及び共同事業実施者にありますか。	補助対象経費により取得した財産については、補助交付契約者あるいは共同事業実施者に帰属します。ただ、単価50万円（税込み）以上の取得財産等は、事業実施期間及びフォローアップ期間の間、「取得財産等管理台帳（取得財産等明細書）」を備えて適切に管理頂く必要があります。また、同期間内に取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税込み）以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）する際は、事前に事務局及び経済産業省に対して承認を取り、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、事業支援事務局が指定する口座に納付頂く必要があります。詳しくは交付規程の第22条、23条をご確認ください。
94	取得財産	実証事業における財産処分の制限について教えてください。	実証終了後に財産を処分したことにより収益が生じた場合の納付が必要な期間は、事業実施期間及びフォローアップ期間です。詳細は、交付規程の第22条、23条をご確認ください。
95	その他	実証事業において、①事業実施期間中の収益の取扱い（返納義務の有無）、及び②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いに関して教えてください。	①収益を返納頂く必要はございません。ただ、事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費－補助金額)以上の利益が出る事業は、本事業の対象外となります。 ②事業実施期間終了後の本事業で購入した設備の取扱いについては、交付規程第22条、23条をご確認ください。
96	その他	本事業は、政治資金規正法第22条の3の1項「寄付の質的制限」の適用除外要件に該当する事業ですか。	本事業は、政治資金規正法の対象外です。